

**【診断書作成の際の留意事項】**

- 1 脳原性運動機能障害は、脳原性障害の中でも殊に生活経験の獲得という点で極めて不利な状態に置かれている乳幼児期以前に発現したという障害について、特に設けられた区分です。
  
- 2 この障害は、以下のすべての条件を満たす場合に使用します。
  - ( 1 ) 乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によって、もたらされた姿勢及び運動の異常が認められること。
  - ( 2 ) テストを受ける者が一定の生活経験を有していること。脳性麻痺による障害を有していても紐結びや爪切り等の経験のない乳幼児にこのテストはなじみません。
  - ( 3 ) テストを受ける者が、検査教示を理解できること。脳性麻痺による障害を有していても乳幼児あるいは精神発達遅滞を合併した者にこのテストはなじみません。  
( 例えば、健常児でも小学校低学年では、5分間に75本の紐結びができない場合が少なくありません。 )

上記の条件を満たさない場合は、一般の「肢体不自由」の様式を使用してください。